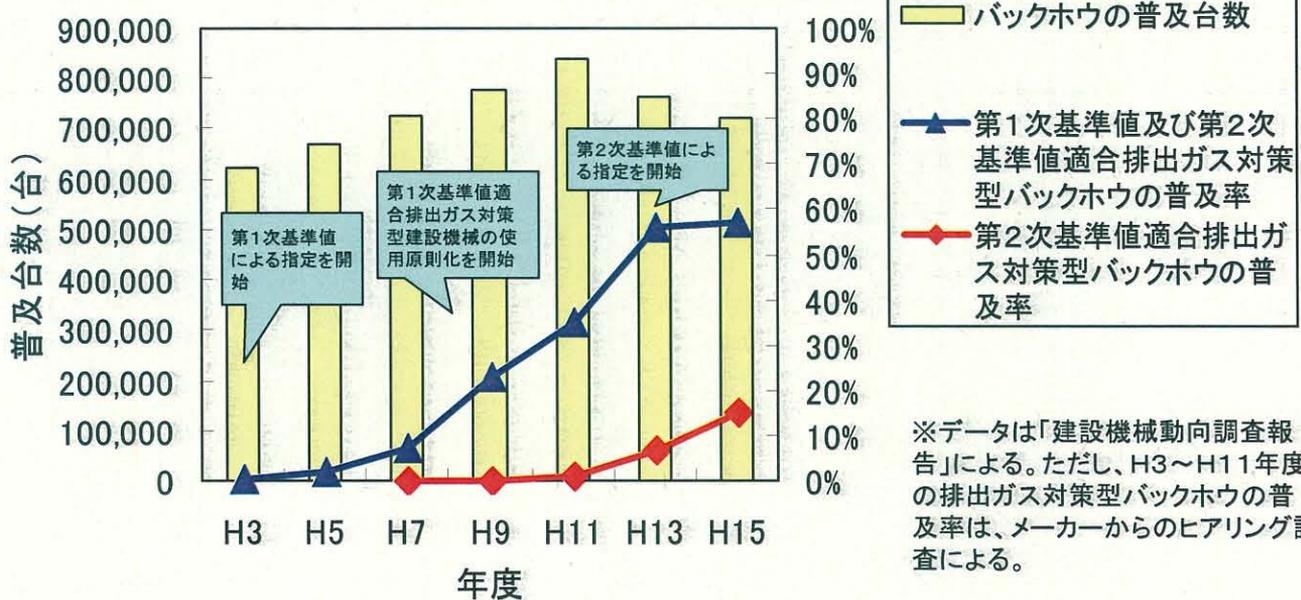
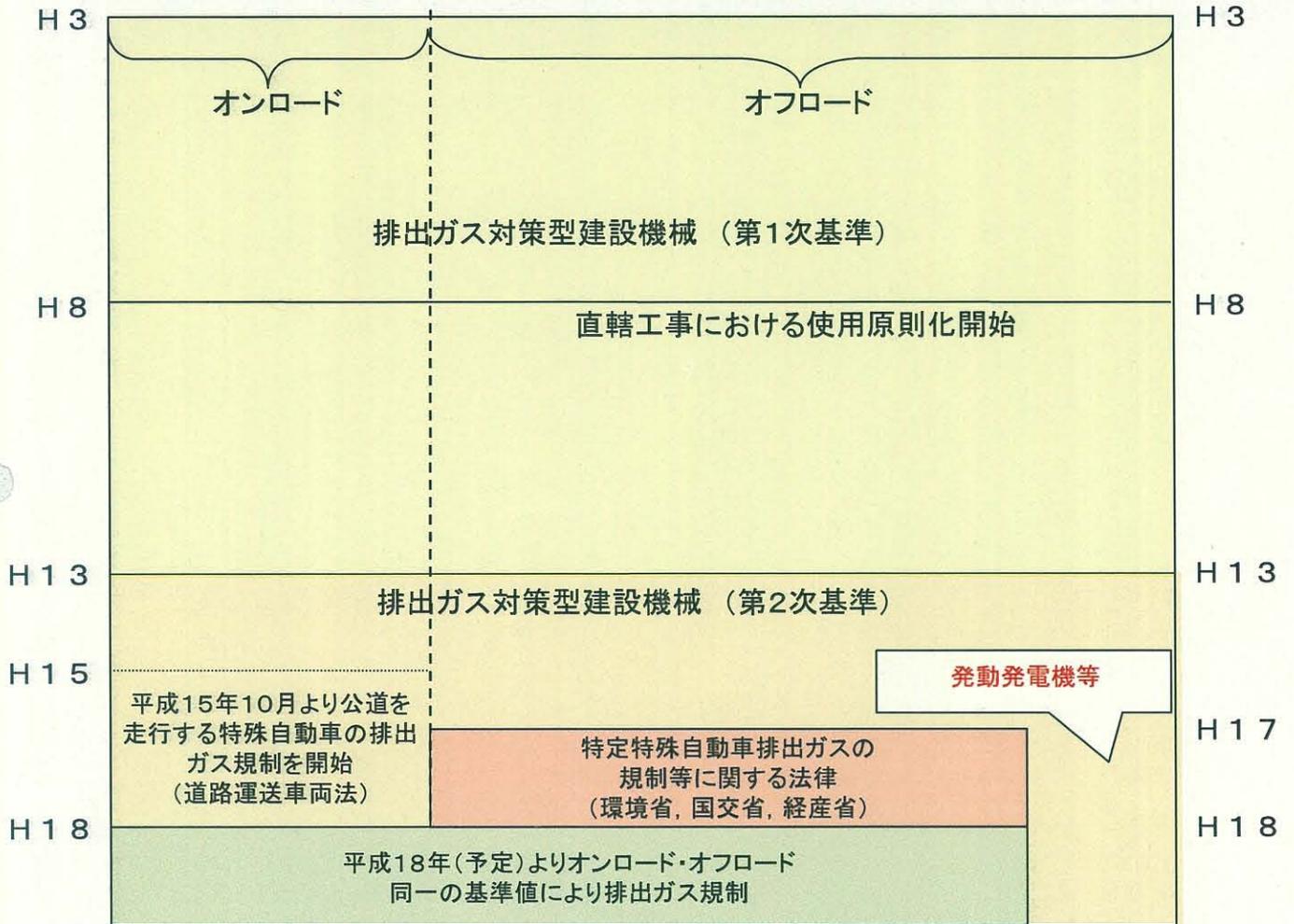


参考資料

<参考資料>

建設機械に対するこれまでの排出ガス対策の取組み

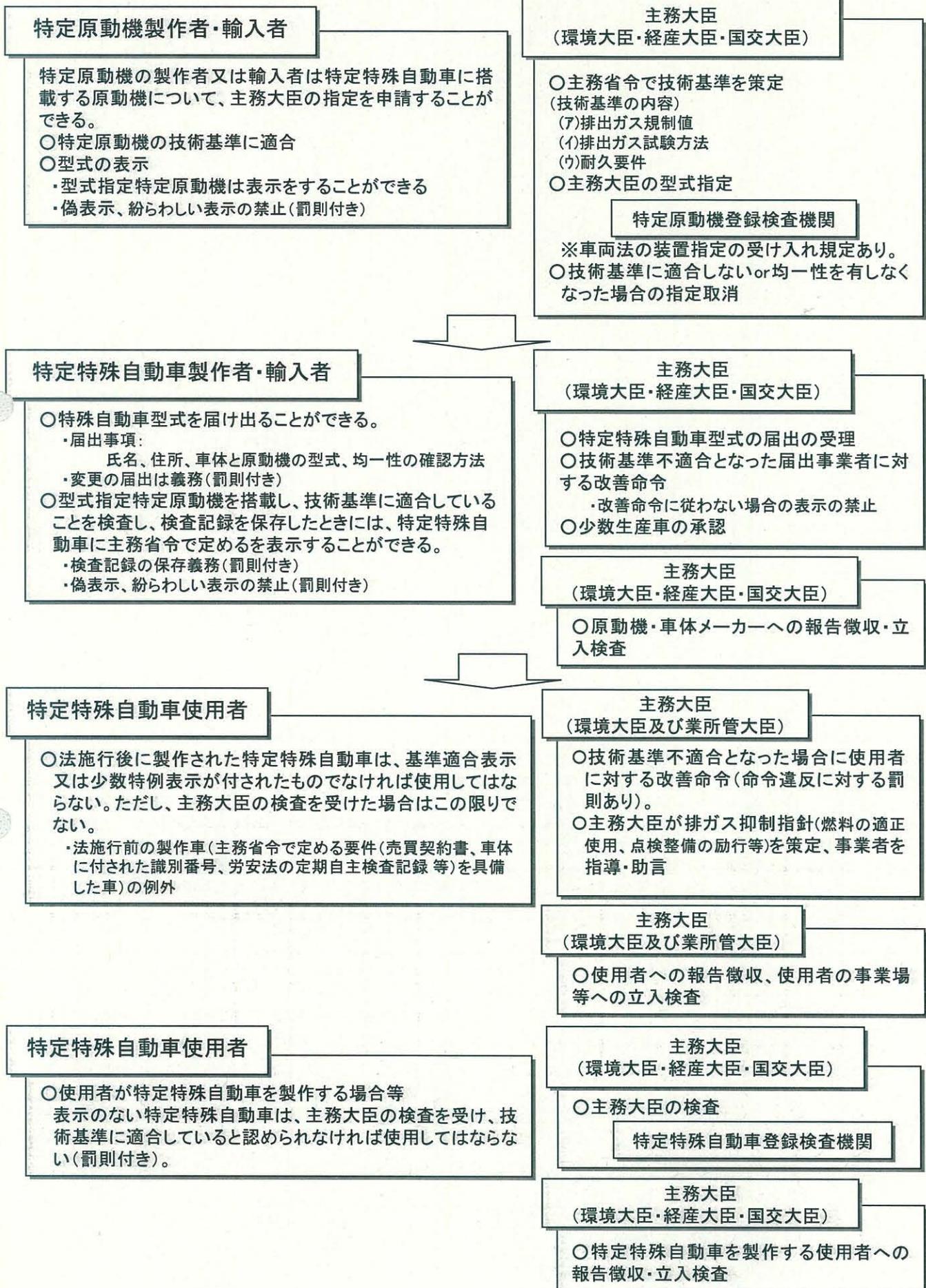


バックホウの普及台数と排出ガス対策型の普及の推移

「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律案」と
「国土交通省排出ガス対策型建設機械指定制度」の枠組みの比較

	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律案	国土交通省排出ガス対策型建設機械指定制度
開始時期	本法により新たに実施	平成3年より実施 (平成13年より2次基準値による指定を実施)
対象機種	公道を走行しない自動車であって次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両法の特殊自動車 ・建設機械抵当法に規定する建設機械に該当する自動車 ・その他の構造が特殊な自動車(政令で制定) (建設機械, 産業機械, 農業機械)	建設機械 (可搬式発動発電機, 空気圧縮機も含む)
原動機	原動機の型式を指定	原動機の型式を指定
車体	車体の型式を届出	車体の型式を指定
使用者	技術基準に適合した特定特殊自動車の使用を義務化 (現在使用中の特定特殊自動車は規制対象外)	直轄工事での指定建設機械(1次基準適合)の使用を原則化を通じて、排出ガス対策型建設機械を広く普及 (全国の8割の都道府県でも排出ガス対策型建設機械の使用原則化の施策が準用され、施策の効果が拡大)

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律



オフロード建設機械の排出ガス対策に関する課題

＜中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第六次答申)」より＞

1. 規制対象外の機種に対する排出ガス対策

(定格出力が19kW未満のもの及び560kW以上のもの、特殊自動車以外の汎用エンジン)

- ・大気汚染状況、排出寄与率の推移、排出ガス低減技術の開発状況等を見極めつつ、必要に応じて排出ガス規制の導入について検討

2. エンジンの耐久性の確保

- ・排出ガス低減装置が適切な耐久性を有するよう、使用実態を考慮した耐久時間を設定
19kW以上37kW未満のエンジン : 5000時間
37kW以上560kW未満のエンジン : 8000時間
- ・生産段階において、これら耐久時間後においても良好な排出ガス性能の確保を図ることが必要

3. 使用過程における点検・整備の実施

- ・使用過程における排出ガス低減装置の適正な機能を確保するためには、使用者が点検・整備の励行による適切な管理を行うことも重要
- ・今後対策技術が高度化し、電子制御化されると、整備不良による排出ガス悪化の影響が大きくなると考えられる

4. 多品種少量生産というオフロード車の特殊性を考慮した排出ガス対策

- ・特殊自動車は多品種少量生産であるため、エンジン及び車両の開発に期間を要し、費用の負担が大きくなる

5. 適正燃料の使用

- ・ディーゼル特殊自動車に係る高度な排出ガス対策技術には、軽油の使用が前提
- ・適切な燃料の使用に関する普及啓発等の対策を実施することが重要

6. 2010年頃の達成を目標とした新たな排出ガス低減対策

- ・一般のディーゼル自動車の新長期規制に適用される後処理装置(DPF等)の装着を前提とした規制の導入の検討
- ・後処理装置の評価に適した新たな排出ガス試験法の導入の検討